

太田市保育の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第109号

太田市保育の実施等に関する規則の一部を改正する規則
太田市保育の実施等に関する規則（平成31年太田市規則第7号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「保育施設等利用申込書（保育児童台帳）（様式第1号。次条において「利用申込書」という。）を」を削り、「提出」を「その旨を申請」に改める。

第4条第1項中「利用申込書の提出」を「申請」に、「はその旨を保育所入所承諾書（様式第2号）により、」を「、又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「その旨を保育施設等利用内定通知書（様式第3号）により」を削り、同条第2項中「保育施設入所不承諾等通知書（様式第4号）により」を削る。

第5条中「退所（園）届（様式第5号）を」を削り、「提出し」を「その旨を届出」に改める。

第6条中「退所（園）届の提出」を「届出」に改める。

第7条中「保育実施解除通知書（様式第6号）により」を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（手続の様式）

第9条 次に掲げる手續の様式は、市長が別に定める。

（1） 第3条の規定による申請

- (2) 第4条第1項の規定による通知
- (3) 第4条第2項の規定による通知
- (4) 第5条の規定による届出
- (5) 第7条の規定による通知

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の太田市保育の実施等に関する規則の様式は、当分の間、使用することができる。